

前橋市監査委員公表第10号

前橋市長及び前橋市教育委員会教育長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年8月26日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

# 公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年7月19日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体:NPO法人まえばし保育ネットワーク】</p> <p>【監査対象所属:子育て施設課】</p> <p><b>1 契約事務について(要望事項)</b></p> <p>子育てひろばプレイルーム遊具一部入替え設置業務において、指定管理者であるNPO法人まえばし保育ネットワークと業務委託契約を締結しているが、仕様書における業務内容からすると、当該法人への業務委託が適切であったか疑義が生じる状況であった。</p> <p>契約方法においては、遊具の一部入替え設置業務という内容から、所管課が直接備品購入を行うことや施設に付随する遊具の一部入替え工事として発注を行うことも考えられることから、今後の契約に当たっては、発注方法や業者選定方法の見直しを行い、より適正な事務執行となるよう努められたい。</p> <p><b>2 指定管理料について(要望事項)</b></p> <p>子育てひろばの管理運営において、平成30年度から指定管理者制度を導入しているが、指定管理者の申請時に提出された収支計画書などには人員体制についての詳細な資料の添付は見受けられず、指定管理料の多くを占める人件費の内訳が明確になっていなかった。</p> <p>市所管課として、子育てひろばの安定した管理運営を維持するための人員体制について再検証し、必要となる人件費等の経費を算定するなど、より適正な指定管理業務となるよう見直しを図られたい。</p>	<p>大型遊具の入替えを行う場合は、指定管理者と協議のうえで、所管課が直接購入することとする。</p> <p>また、入替えの際に必要な作業等については、その業務内容を精査し、履行可能な業者を所管課が選定し契約することを決定した。</p> <p>子育てひろばの人員体制については、人員の配置箇所を整理し、必要な人数を算出する。</p> <p>また、翌年度に向けた指定管理者募集の際に、勤務体系や雇用条件が分かる人員計画を提出させることとし、収支計画の人件費については、その積算根拠を求め、適正な人員配置となっているか確認することを決定した。</p>

# 公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年7月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象団体：社会福祉法人前橋市社会福祉協議会】</b></p> <p><b>1 契約事務について（指摘事項）</b>            総合福祉会館及び第四コミュニティセンター指定管理者業務仕様書において、再委託業務等に関する業者を選定する際には、前橋市契約規則等の規定に準じ、原則として競争入札又は見積合わせによることとしているが、法人の経理規程に定める方法で契約事務を実施している状況が見受けられた。            公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理者業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>【監査対象所属：指導監査課】</b></p> <p><b>1 仕様書の見直しについて（要望事項）</b>            総合福祉会館及び第四コミュニティセンター指定管理者業務仕様書において、再委託業務等に関する業者を選定する際には、前橋市契約規則等の規定に準じ、原則として競争入札又は見積合わせによることとしているが、指定管理者は、法人の経理規程に定める方法で契約事務を実施している状況が見受けられた。            所管課として、適正な指定管理業務に必要な方法を指定管理者と協議したうえで、市と指定管理者の認識が矛盾する内容は改善するとともに、協定書及び仕様書の記載内容を再度精査し、より適切な指定管理業務となるよう見直しを図られたい。</p> <p><b>2 総合福祉会館の維持保全について（要望事項）</b>            (1) 廊下及びエレベーターホールの照度について            総合福祉会館において、1階の廊下及びエレベーターホールの照度を測定したところ、床面の照度が100ルクスに満たない部分が認められた。            主に人工照明による照明基準は、日本工業規格 Z9110 で定められており、例として事務所の用途に供する建築物の作業領域</p>	<p>再委託業務等に関する業者の選定における仕様書と実態の乖離の指摘については、本会の経理規程で定められた方法に沿った事務処理をしていたもので、再委託業務等に関する業者の選定については、仕様書と実態の乖離を解消し、本会の経理規程で定められた方法に沿った事務処理となるよう、仕様書の変更を市と協議している。</p> <p>再委託業務等に関する業者の選定については、仕様書と実態の乖離を解消し、指定管理者の経理規程で定められた方法に沿った事務処理となるよう、仕様書の変更を指定管理者と協議している。            また、仕様書の変更に当たっては、指定管理者の裁量で実施できる事業を追加するなど指定管理者の裁量の幅を広げ、より適切な指定管理業務が行えるものとなるよう、指定管理者と協議している。</p> <p>廊下及びエレベーターホールの照度については、施設の円滑な利用並びに安全性確保の観点から、節電のために行っていた照明の間引きを解消し、既に設置された照明器具を点灯することで維持照度を確保することとした。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>又は活動領域における維持照度は、廊下にあっては100ルクス、エレベーターホールにあっては300ルクスとなっていることから、現状では照度の不足が認められる。</p> <p>当該建築物の利用者及び利用形態に鑑み、節電を図るための減灯の必要性も理解はするが、施設の円滑な利用並びに安全性の確保などの観点から、照明基準にのっとり適切な照度となるよう見直しを図られたい。</p> <p>(2) 附帯工作物の修繕について</p> <p>総合福祉会館敷地の西側出入口に設置された大谷石製門扉において、使用石材の経年劣化の影響により表面の石材が剥離、剥落している状態であった。</p> <p>財務規則第184条第1項第2号では、主務課長はその事務を所掌する公有財産について、常に維持保全状況の適否を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定していることから、当該門扉について早期に修繕を行うなど、財務規則にのっとり適切な維持保全の措置を講じられたい。</p>	<p>総合福祉会館敷地の西側出入口に設置された大谷石製門扉の破損については、修繕費用を把握するための見積もりを徴取し、予算を確保した上で、今年度若しくは来年度に撤去又は修繕を行うこととした。なお、既に剥離、剥落している石材については、利用者の安全面を考慮し、撤去した。</p>

# 公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年6月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：株式会社日本水泳振興会群馬支店】</p> <p>【監査対象所属：青少年課】</p> <p>1 施設使用料の収納について（要望事項）</p> <p>赤城少年自然の家の施設使用料の収納において、例外的に利用終了後の口座振り込みによる収納を認めているが、その条件や収納期限など具体的な内容を協定書等に定めていなかった。</p> <p>赤城少年自然の家の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及び財務規則等の規定にのっとり施設使用料の収納方法、手順などを再度検討したうえで、具体的な内容を記載した協定書、仕様書を作成するよう見直しされたい。</p>	<p>施設使用料の収納については、前橋市赤城少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則第7条（使用料の納付）改正時に併せて制定（H25.12.17付け）した事務取扱基準に基づいて運用しているが、口座振り込みによる収納を認める条件や収納期限を現在の指定管理業務に係る仕様書に定めていなかった。</p> <p>8月1日から本施設の次期指定管理者公募を行うので、仕様書へ条件や期限など具体的な内容を記載することで決定した。</p>